

平成20年4月からの

後期高齢者医療制度について！

問い合わせ先

保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558

シリーズ

制度の運営・申請窓口について

後期高齢者医療制度とは

75歳以上のすべての方が加入することになる医療制度です（65歳以上で、一定の障害のある方も含みます）。医療機関での窓口負担の割合は、今までの老人保健制度と変わりません。

この制度の対象者、一人ひとりが保険料を納めることとなります。

保険料は、原則として受給している年金から徴収されます。

この制度の運営は、都道府県ごとに設立された「後期高齢者医療広域連合」が行います。また、保険料の収納、各種申請の受付については、お住まいの市・町が行います。

この制度は、都道府県ごとに設立された「後期高齢者医療広域連合」によって運営されます。栃木県でも、県内全ての市町(31市町)が加入して運営されています。広域連合では、保険料率の決定や資格の認定などを行います。

広域連合には、
加入している市町が
県内全ての市町が
加入しています。



広域連合では

被保険者(制度の対象者)の資格管理に関する事務

医療給付に関する事務

保険料の賦課に関する事務

その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務
などを行う予定です。

ひとり暮らし高齢者等、高齢者生活を支援します！

【福祉タクシー事業】

高齢者福祉ガイド
【第9回】

通院等で通常の交通機関を利用することの困難な高齢者等の外出支援のため、タクシー券を交付しています。平成20年度の利用券は、平成20年3月25日から次のとおり交付します。

利用期間	平成20年4月1日～平成21年3月31日 今回の交付分から1年間利用できるタクシー利用券に変わりますので、年1回の交付となります。
対象者	身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方 精神障害者手帳1、2級の交付を受けている方 療育手帳の交付を受け通院等でタクシーの利用を必要とする方 80歳以上の高齢者
事業内容 交付枚数	タクシー乗車1回につき、利用券1枚（基本料金相当額）の助成 3枚/月（申請日が属する月分から平成21年3月分まで） 1年間分の交付となりますので、受領した利用券は紛失しないようご注意ください。 再交付はできません。
申請・交付場所	下野市社会福祉協議会国分寺本所（ゆうゆう館内） 石橋支所（きらら館内） 南河内支所（ふれあい館内）
問い合わせ先	社会福祉課障害福祉グループ ☎52-1112 高齢福祉課高齢福祉グループ ☎52-1115 包括支援センターいしばし ☎51-0633（石橋地区） 包括支援センターこくぶんじ ☎43-1229（国分寺地区） 包括支援センターみなみかわち ☎47-2771（南河内地区）

今回予定していました【徘徊高齢者あんしんサービス事業】は、次回お知らせします。

問い合わせ先

高齢福祉課 高齢福祉グループ ☎52-1115